

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 15 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500358号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500139号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年9月1日から昭和21年1月1日まで

私が昭和20年9月1日から同年12月31日までB市C地区のA社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったが、勤務していたことは確かなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求期間に勤務したとするB市C地区のA社という名称の事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、請求者は事業所の名称の漢字表記及び読み方について明確に記憶していないと陳述しており、類似する名称の事業所も含めてオンライン記録及び事業所名簿検索システムにより調査したが、厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、請求者の記憶する事業所所在地(B市C地区)を管轄する法務局は、A社に係る商業登記が見当たらないと回答している上、請求者が当時の事業主として名前を挙げている者についても連絡先は不明であり、オンライン記録においても特定ができず照会を行うことができないため、請求期間当時における当該事業所の状況、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、A社に昭和20年3月10日から昭和21年8月31日まで勤務していたとする請求者の夫についても、当該期間における厚生年金保険の加入記録はなく、他の同僚については姓のみの記憶であるため特定ができず照会を行うことができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500359号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500140号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年3月10日から昭和21年9月1日まで

私の夫は、昭和20年3月10日から昭和21年8月31日までB市C地区のA社に勤務していた。また、昭和20年9月1日から同年12月31日までの期間については、私も同事業所で一緒に勤務しており、夫が勤務していたことはよく覚えている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が請求期間に勤務したとするB市C地区のA社という名称の事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、請求者は事業所の名称の漢字表記及び読み方について明確に記憶していないと陳述しており、類似する名称の事業所も含めてオンライン記録及び事業所名簿検索システムにより調査したが、厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、請求者の記憶する事業所所在地(B市C地区)を管轄する法務局は、A社に係る商業登記が見当たらないと回答している上、請求者が当時の事業主として名前を挙げている者についても連絡先は不明であり、オンライン記録においても特定ができず照会を行うことができないため、請求期間当時における当該事業所の状況、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、A社に昭和20年9月1日から同年12月31日まで一緒に勤務していたとする請求者についても、当該期間における厚生年金保険の加入記録はなく、他の同僚については姓のみの記憶であるため特定ができず照会を行うことができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500390号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500141号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年5月から平成18年7月31日まで

A社に勤務し、別の会社に派遣されていた期間が、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社会保険台帳の記録により、請求者は、平成17年5月11日から平成18年7月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っていないと回答しており、同社から提出された請求者に係る平成17年度及び平成18年度賃金台帳においても、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者は請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500420号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500138号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA病院B氏(以下「A病院」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成4年9月10日まで

私は、平成4年10月に自宅でC業を開設するために、平成4年9月9日までA病院でD職として勤務していたはずであるので、同病院の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年9月10日に訂正し、年金の受給額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成4年9月9日にA病院を退職したと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者の離職年月日は平成3年9月30日となっており厚生年金保険の記録と一致している上、雇用保険受給資格者証により、請求者は同年10月30日に求職の申込みを行い、平成4年2月6日から同年9月30日まで基本手当を受給していることが確認できる。

また、平成3年10月16日にA病院の事業主がE保健所に提出した「病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届」には、D職である請求者が退職したため、平成3年10月1日に別のD職を採用した旨記載されている。

さらに、F市の回答によると、請求者は、平成3年10月1日に国民健康保険被保険者資格を取得し、平成24年2月16日に転出により喪失するまで国民健康保険に加入していた。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500381号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500137号

## 第1 結論

請求期間①から③までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額  
の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年10月1日から同年12月1日まで  
② 平成11年1月1日から同年10月1日まで  
③ 平成12年1月1日から同年3月1日まで

請求期間①から③までの期間について、私の保管する給与支給明細書からは、国の記録より  
高い厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。請求期間①は26万円を28万円に、  
請求期間②は34万円を36万円に、請求期間③は32万円を36万円にそれぞれ訂正し、年金額  
に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳からは当該期間に係る厚生年金保険料  
の控除額を推認することはできない上、A社は、厚生年金保険料の控除について確認できる関  
連資料はないと回答している。

また、請求者の主張する標準報酬月額(28万円)に基づき計算した平成8年分社会保険料は、  
請求者から提出された平成8年分給与所得の源泉徴収票及び平成9年度市民税・県民税特別徴  
収税額の通知書の社会保険料を超えるため、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金  
保険料が事業主により控除されていたことを推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及  
び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい  
たことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法  
律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基  
づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年  
金保険料額又は請求者の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は標準報酬月額基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。



厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500419号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500135号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月30日は20万円、平成16年8月13日は30万円、同年12月24日は25万円に訂正することが必要である。

平成15年12月30日、平成16年8月13日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月30日、平成16年8月13日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成16年12月

請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賞与支給額一覧表及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給額一覧表において確認できる賞与額から、請求期間①は20万円、請求期間②は30万円、請求期間③は25万円に訂正することが必要である。賞与支給日については、当該賞与支給額一覧表により、請求期間①は平成15年12月30日、請求期間②は平成16年8月13日、請求期間③は同年12月24日であることが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500387 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1500136 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 55 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録ではA社（派遣元）での資格取得日が平成 21 年 3 月 1 日となっているが、平成 17 年 4 月 1 日から同じ派遣先で同じ条件で仕事をした。請求期間の預金通帳を提出するので、平成 17 年 4 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された社員名簿により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳及びB市から提出された社会保険料控除額に係る所得照会（回答）により、請求者が請求期間において厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求期間において、請求者から提出された預金通帳の各月の給与振込額は、上記賃金台帳の各月の振込額と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500448号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500134号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月31日、同年12月31日及び平成16年7月31日は11万5,000円、平成17年7月31日は11万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、同年12月31日、平成16年7月31日及び平成17年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月31日、同年12月31日、平成16年7月31日及び平成17年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成17年7月

年金記録を確認したところ、平成15年以降にA社から支払われた賞与が記録されていない。源泉徴収票と請求期間の一部については賞与明細書があるので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された年末調整通知書、給与所得の源泉徴収票及び賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の年末調整通知書、給与所得の源泉徴収票及び賞与明細書から、請求期間①、②及び③は11万5,000円、請求期間④は11万円に訂正することが必要である。賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成15年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成16年7月31日、請求期間④は平成17年7月31日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険

事務所（当時）に対し、提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。